

津山市立林田小学校 いじめ問題対策基本方針

めざす子ども（児童）像

- やさしく（温かな心情を持ち、豊かな人間関係をつくることができる子ども）
○かしこく（自ら学び、考え、探求心旺盛な子ども）
○たくましく（心身ともに健康でねばり強くやりとげる子ども）
・いじめない、一人にしない、つながることに喜びを
・課題解決力・活用力・創造的、建設的な自活力
・自助努力・共助

いじめ問題への対策の基本的な考え方

全教職員でいじめの定義・要因・背景等を正しく認識し、「いじめは絶対に許さない、起こさない」という強い姿勢で臨むことを共通理解して指導にあたる。

全ての教育活動を通して一人一人に居場所があり、自己肯定感のもてる取組を充実させることでいじめを生まない環境を整える。

児童生徒の様子について全教職員で情報共有に努め、小さな事でも迅速かつ適切に対応することで未然防止を図る。

教職員の目に届きやすい問題の早期発見に努め、早期解決に向けて組織的に取り組む。

正確な情報収集に努め、児童や保護者の願い・困り感に寄り添った組織のかつ誠実な対応に努める。

（重点となる取組）

・全教職員でいじめに関する研修を深め、学校いじめ問題対策基本方針について共通理解を図る。

・児童の観察、生活調査、教育相談を充実させ、問題の早期発見と迅速な対応に努める。

・校内で起った問題は、その日のうちに事実関係を把握し、事実と指導内容を該当児童の家庭に連絡する。また、校内方針に従い継続的に指導、支援する。

・定期のかつ必要に応じて「いじめ問題対策委員会」を開き、問題解決と再発防止に向けて組織的、継続的に取り組む。

保護者・地域との連携

<連携の内容>

- ・学校からの便り（わくばく）、生徒指導便り、PTA新聞、広報はいだ、ボランティア便り等で児童の暮らしについて知らせることで家庭地域の人権意識を高める。
- ・連絡帳等で児童の様子（がんばったこと、気になったこと）を知らせ、よりよい仲間作り、人間関係について意識を高める。
- ・見守りボランティア、スポーツ少年団の指導員、児童クラブ、地域の方々、保護者等から児童の様子を知らせてもらえるよう学校との交流の場を工夫し、ともに子どもを育てる方法探る。

学 校

いじめ問題対策委員会

<対策委員会の役割>

- ・児童の成果1の情報を集め、全委員、教職員で問題を共有し、未然防止、早期解決、再発防止に向けて組織的に取り組む。・基本方針に基づき年間計画を作成し、実践、検証、修正を行う。

<対策委員会の開催時期>

- ・年3回以上実施（年間3回の学校評議員会とも連携）・緊急時

<対策委員会の内容の教職員への伝達>

- ・いじめ事実の報告・いじめ問題対策基本方針の検討・役割検討

<構成メンバー>

- (校内)
生徒指導主事、生徒指導部、管理職、学級担任、養護教諭
(校外)
PTA役員、学校評議員、民生委員、スクールカウンセラー、臨床心理士

全 教 職 員

関係機関等との連携

<連携機関名>

- ①津山市教育委員会
- ②津山児童相談所
- ③津山市子ども課
- ④鶴山塾
- ⑤津山中央病院

<連携の内容>

- ①いじめ、児童虐待、不登校児童の報告と指導の連携
- ②③家庭環境の問題点を把握し、児童の生命安全を守るために連携
- ③④不登校児童、保護者への指導・支援
- ④福祉的な関わり
- ⑤治療を要する児童の支援

<学校側の窓口>

- ・管理職

学校が実施する取組

① いじめの防止	(職員研修) ・いじめの原因、背景、定義、構造、対処についての研修 (児童会活動) ・仲良し縦割りグループ活動の充実(委員会、クラブ、学級会活動、遊び、掃除、林田小祭り等) (居場所づくり) ・一人一人が自分肯定感や充実感を得られる魅力ある授業づくりの徹底 (道徳教育、人権教育、体験活動) ・いじめ問題を自分のこととして捉え、いじめと正面から向き合う心の育成 (情報モラル教育) ・インターネット、スマートフォンの危険性と有効な使い方の指導 ・保護者への啓発と行動連携 (いじめ問題対策基本方針) ・学校ホームページでの公開 ・入学説明会での保護者への説明 ・「いじめ問題対策基本方針」の取組状況の評価項目を学校評価に位置づける
	(実態把握) ・遊び及び生活実態調査(1・2学期) ・全職員での情報交換(毎月1回以上) ・学校評議員会(年4回、いじめ問題対策委員会を兼ねる) (相談体制の確立) ・保護者への教育相談 (情報共有) ・児童への教育相談 気になる児童の様子、問題行動等について生徒指導部が中心になって情報収集。(職員間で報告、連絡、相談を徹底する) ケース会議等を開いて情報を整理し対策も含めて全職員に伝える。(必要に応じて保護者、地域、外部組織とも情報連携) 学校からの便りや連絡帳等で気になる様子や、学校の対応についてタイムリーに知らせ、関係児童の家庭から問題解決につながるような具体的な情報が得られるよう誠実に働きかける。
② 早期発見	(いじめの有無の確認) いじめを受けているとの通報が入ったら、速やかにいじめの有無を確認する(複数で)。 (いじめへの組織的対応の検討) いじめ問題対策委員会を開催し、いじめの事実の認定とその対応について協議する。100%の解決に向けて役割を決めて迅速かつ計画的に取り組む。必要に応じて専門機関と緊密に連携する。 (いじめられた児童への支援) いじめが確認された場合は、該当児童・保護者に学校が最後まで守り抜くことを明確に伝える。再発防止対策についても具体的に伝え、誠実に対応することを約束する。心身にダメージがある場合は、必要に応じて相談機関や医療機関と連携する。該当児童・保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等で確認する。いじめに係わる行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月続いた状態を、いじめの解消とする。 (いじめた児童への指導) いじめは許されない行為であり、相手の心身に深刻な影響を与えた時には命までも奪うことがある許されない行為であることを厳重に伝える。保護者にいじめの事実と、指導した内容を正確に伝え、適切な指導支援を求める。学校も再発防止に向けて毅然とした態度で接するとともに、被害児童と課外児童の人間関係が改善されるよう温かい支援を継続することを約束する。